



(財)財務会計基準機構会員



平成20年12月12日

各 位

会社名 株式会社 オービス  
 代表者 代表取締役社長 御興 岩男  
 (コード番号: 7827)  
 問合せ先 取締役総務部長 梅田 孝史  
 電話番号 084-934-2621

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年12月12日開催の取締役会において、平成21年1月29日開催予定の第49回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1 変更の理由

(1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日法律第88号)附則第6条の定めにより、当社は株券の電子化施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第7条(株券の発行)及び第8条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除すると共に、その他条数の繰上げ及び条文の形式的な整備等を行うものであります。

(2) 補欠監査役の選任を毎年行うことを避けるため変更案第25条第2項を新設し、補欠監査役選任決議の効力を4年とするものであります。

#### 2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (株券の発行)	第2章 株 式
<u>第7条</u> 当社は、その株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
<u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。	<u>第7条</u> <現行どおり>
<u>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(削 除)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
<u>第9条</u> 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。	<u>第8条</u> 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年10月31日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主</u>をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主</u>もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により毎年4月30日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主</u>もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年10月31日の株主名簿に<u>記録された株主</u>をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(任期等)</p> <p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に<u>記録された株主</u>または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、<u>毎年4月30日の株主名簿に記録された株主</u>または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

### 3 日程

定款変更のための定時株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成21年1月29日  
平成21年1月29日

以 上